

飯田市下水道処理施設包括の維持管理業務

業務委託契約書（案）

令和●年●月

飯田市

1 業務名 令和9年度～令和18年度飯田市上下水道施設管理等包括業務委託

2 履行期間 令和9年4月1日から令和19年3月31日まで

3 履行場所 飯田市公共下水道及び特別環境保全公共下水道

4 業務委託料 ￥●-

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥●-

5 契約保証金

6 支払条件 前金払： 無（施設管理経費、修繕費、コンサルタント業務費とも）

部分払： 運転管理業務費—120回以内（1回当たりの支払額は、別記2内
訳書に示す金額以内）

修繕費—竣工検査後、別記2事業期間内の支払限度額を事業年度
毎の出来高精算として支払う。

計画策定業務費—完了検査後、別記2事業期間内の支払限度額を
事業年度毎の出来高精算として支払う。

上記業務について、委託者飯田市と受託者（●共同企業体）は、各々の対等な立場における合意に基づいて別紙の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和●年●月●日

委託者 住所

氏名

印

受託者

代表者 住所

氏名

印

構成員

住所

氏名

印

構成員

住所

氏名

印

目次

第1章	総則	1
第1条	(用語の定義)	1
第2条	(言語)	3
第3条	(通貨)	3
第4条	(計量単位)	3
第5条	(期間の計算)	3
第6条	(時刻)	3
第7条	(準拠法)	3
第8条	(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	3
第9条	(SPCの基本事項)	3
第10条	(責任負担)	4
第11条	(指示等)	4
第12条	(業務の手段等)	4
第13条	(契約の構成及び適用関係)	4
第14条	(規定の適用関係)	4
第15条	(秘密保持義務)	5
第16条	(個人情報の取扱い)	5
第17条	(書面主義)	5
第18条	(契約の保証)	6
第19条	(契約の譲渡等)	6
第20条	(著作物の使用等)	6
第21条	(著作権等の譲渡の禁止)	7
第22条	(著作権の侵害の防止)	7
第2章	業務の実施	8
第1節	総則	8
第23条	(本委託の概要)	8
第24条	(事業期間)	8

第25条	(法令の遵守等)	8
第26条	(事業の実施体制等)	9
第27条	(監理責任者)	9
第28条	(統括管理責任者)	10
第29条	(運転管理統括責任者)	10
第30条	(電気主任技術者の選任等)	10
第31条	(事業開始に伴う既存施設等の確認及び使用)	11
第32条	(事業開始に伴う業務引継ぎ等)	11
第33条	(ユーティリティー等の調達)	12
第34条	(再委託)	12
第35条	(許認可)	13
第2節	業務実施計画	13
第36条	(業務実施計画書の策定)	13
第37条	(業務実施全体計画書)	13
第38条	(5箇年業務実施計画書)	13
第39条	(年間業務実施計画書)	14
第40条	(5箇年修繕計画書)	14
第41条	(年間修繕計画書)	15
第42条	(緊急時対応計画書)	15
第43条	(業務実施計画書の修正)	15
第3節	業務の実施	16
第44条	(施設更新等の請求)	16
第45条	(施設改良等)	16
第46条	(受託者の改善提案)	16
第47条	(要求水準書の変更等)	17
第48条	(要求水準書の変更に伴う措置)	17
第49条	(水質等の保証)	18

第50条	(貸与品等)	18
第4節	緊急事態災害・事故その他の不可抗力発生時の対応	18
第51条	(対応の基本)	18
第52条	(水質異常時の対応)	18
第53条	(異常水量への対応)	19
第54条	(協働の措置)	19
第55条	(臨機の措置)	19
第56条	(災害・事故発生時の指揮系統)	19
第57条	(災害・事故発生時の費用負担)	20
第5節	モニタリング	20
第58条	(モニタリング)	20
第59条	(運転日誌の作成)	21
第60条	(業務の報告)	21
第61条	(実施状況の確認)	21
第62条	(日常の確認)	21
第63条	(定期的確認)	21
第64条	(随時の確認)	22
第65条	(中間総合評価の実施)	22
第6節	要求水準の未達等に対する措置	22
第66条	(改善通告)	22
第67条	(改善計画書の変更)	22
第68条	(委託料の支払停止)	23
第69条	(委託料の減額)	23
第70条	(統括管理責任等に対する措置請求)	23
第71条	(監理責任者に対する措置請求)	24
第7節	委託料等	24
第72条	(委託料の額)	24

第73条	(支払の手続き)	24
第74条	(プロフィットシェア)	25
第75条	(物価の変動に基づく委託料の額の変更)	25
第76条	(処理状態や調達管理の変動等による委託料の額の調整)	25
第3章	リスク分担	25
第77条	(基本的考え方)	25
第1節	一般事項	25
第78条	(水質と水量)	25
第79条	(所有権)	25
第80条	(保険)	25
第81条	(一般的損害)	26
第82条	(第三者に及ぼした損害)	26
第83条	(遅延損害金)	26
第84条	(賠償の予約)	27
第2節	法令変更	27
第85条	(法令変更に伴う通知の付与及び協議)	27
第86条	(法令変更に伴う増加費用又は損害の負担)	27
第3節	不可抗力	28
第87条	(不可抗力に伴う通知の付与及び契約内容の変更)	28
第88条	(不可抗力による委託料の支払)	28
第4節	委託者の要請	29
第89条	(業務の一時中止)	29
第4章	契約の終了	29
第1節	契約の解除	29
第90条	(委託者による契約の解除および措置)	29
第91条	(受託者による契約の解除)	31
第92条	(法令変更による契約の解除)	32
第93条	(不可抗力による契約の解除)	32

第94条	(暴力団からの不当介入の排除)	32
第2節	契約終了時の措置	32
第95条	(事業期間満了に伴う業務引継ぎ等)	33
第96条	(契約解除に伴う業務引継ぎ等)	33
第97条	(契約終了時の既存施設等の確認)	34
第98条	(改良施設の撤去等)	34
第99条	(所有権の移転)	34
第5章	補則	34
第100条	(解釈)	34
第101条	(条件変更等)	35
第102条	(契約の変更)	35
第103条	(公租公課の負担)	36
第104条	(紛争の解決)	36
第105条	(管轄裁判所)	36
第106条	(本契約書に定めのない事項及び解釈の疑義)	36
別記1	個人情報取扱特記事項	
別記2	委託料支払い表	
別記3	プロフィットシェア	

第1章 総則

(用語の定義)

第1条 本契約書において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- 2 「本委託」とは、委託者と受託者が契約締結する令和9年度～令和18年度飯田市下水道処理施設包括的維持管理業務委託において委託者が受託者に委託する業務をいい、その内容は要求水準書に記載する。
- 3 「要求水準書」とは、本委託における要求水準書（要求水準書が追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。）をいう。
- 4 「要求水準」とは、本契約書、要求水準書及び提案書類、その他関係書類（以下「本契約書類」という。）に基づき定められている本委託の実施において委託者及び受託者が充足すべき水準をいう。
- 5 「要求水準の未達」とは、要求水準から逸脱し、その水準に達していないことをいう。
- 6 「本件施設」または「下水道施設」とは、要求水準書に示す松尾浄化管理センター、川路浄化センター、竜丘浄化センター並びに和田浄化センターをいう。
- 7 「既存施設等」とは、本件施設及び附属設備並びに本件施設内の委託者の所有に係る消耗品・備品、図書その他の物品等を含む総称をいう。
- 8 「事業期間」とは、受託者が本契約に基づき、本委託を実施する期間（令和9年度～令和18年度）をいう。
- 9 「前期事業期間」とは、事業期間のうち、令和9年度～令和13年度までをいう。
- 10 「後期事業期間」とは、事業期間のうち、令和14年度～令和18年度までをいう。
- 11 「事業年度」とは、事業期間中における4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。
- 12 「契約締結日」とは、本契約について委託者と受託者が合意し、本契約書に委託者受託者が記名押印した日をいう。
- 13 「移行期間」とは、契約締結日の翌日から令和9年3月31日までの期間をいう。
- 14 「事業開始日」とは、移行期間終了日「令和9年4月1日」をいう。
- 15 「1日」とは、午前0時0分から翌日の午前0時0分までをいう。
- 16 「委託料」とは、本委託の対価として、委託者が受託者に支払う金銭をいい、本契約書第71条第1項に記載の額をいう。
- 17 「修繕」とは、老朽化した施設又は故障若しくは損傷した施設を対象として、対象施設の機能を維持するために行う工事その他の行為（ただし、更新を伴わないものとする。）をいう。
- 18 「改築」とは、更新、長寿命化対策の総称をいう。
- 19 「更新」とは、所定の耐用年数と機能を新たに確保するため、本件施設の当該設備の全部を取り換えることをいう。
- 20 「長寿命化」とは、所定の耐用年数を延伸することを目的として、設備の一部を活か

しながら、当該設備を部分的に新しくすることをいう。

- 21 「業務実施計画書」とは、業務実施全体計画書、前期及び後期5箇年業務実施計画書、年間業務実施計画書、前期及び後期5箇年修繕計画書、年間修繕計画書、緊急時対応計画書をいう。
- 22 「業務実施全体計画書」とは、本委託の履行期間における業務実施計画をいう。
- 23 「前期5箇年業務実施計画書」とは、前期事業期間における業務実施計画をいう。
- 24 「後期5箇年業務実施計画書」とは、後期事業期間における業務実施計画をいう。
- 25 「年間業務実施計画書」とは、各事業年度における業務実施計画をいう。
- 26 「前期5箇年修繕計画書」とは、前期事業期間における定期修繕計画をいう。
- 27 「後期5箇年修繕計画書」とは、後期事業期間における定期修繕計画をいう。
- 28 「年間修繕計画書」とは、各事業年度における定期修繕計画をいう。
- 29 「緊急時対応計画書」とは、事業期間を通じて緊急事態が生じた場合の対応の原則、方法、手順などを定めた計画書をいう。
- 30 「不可抗力」とは、本契約の義務の履行に直接かつ不利に影響を与えるものであって、豪雨、暴風、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、疫病その他の自然災害又は戦争、暴動、騒乱、騒擾、テロ、放射能汚染、放火その他の人為的な現象のうち、委託者及び受託者のいずれの責めにも帰すことのできないもので、委託者又は受託者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は障害発生防止手段を合理的に期待できないものをいう。
- 31 「監理責任者」とは、本委託を監督する委託者の責任者をいう。
- 32 「統括管理責任者」とは、本委託を実施する上で管理をつかさどる受託者の代理人をいう。
- 33 「著作物」とは、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物、同法第10条第1項第9号に規定するプログラム及び同法第12条の2に規定するデータベースをいう。
- 34 「著作権」とは、著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。
- 35 「特許権等」とは、特許権、実用新案権、商標権その他日本国の法令及び国際法に基づき保護される第三者の権利をいう。
- 36 「再改善計画書」とは、変更又は再提出した改善計画書をいう。
- 37 「流入下水水量」とは、下水道施設に流入する下水（汚水）の量で、委託者が確保し、受託者が処理すべき量をいう。
- 38 「放流水質」とは、下水道施設に流入した下水（汚水）を処理し、公共用水域に排水される処理水の水質をいう。
- 39 「電気主任技術者」とは、主任技術者制度の解釈及び運用（内規、経済産業省20210310保局第1号）に定義される電気主任技術者をいう。
- 40 「開所日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）

に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く日をいう。

41 「公募資料等」とは、令和7年11月に飯田市より公表された本委託に係るプロポーザル実施要領及び要求水準書の一式をいう。

42 「提案書類」とは、令和8年5月に本委託の公募型プロポーザルに参加しようとする者より提出された一切の書類をいう。

(言語)

第2条 本委託の履行に関して用いる言語は、日本語とするものとする。

(通貨)

第3条 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とするものとする。

(計量単位)

第4条 本委託の履行に関して委託者受託者間で用いる計量単位は、特に定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

(期間の計算)

第5条 本契約における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

(時刻)

第6条 本委託の履行に関して用いる時刻は日本標準時とするものとする。

(準拠法)

第7条 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第8条 受託者は、本件施設が下水道施設としての公共性を有することを十分理解し、本委託の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 委託者は、本委託が、民間の経営能力及び技術的能力を活用し、民間受託者の自主性と創意工夫を尊重することにより、下水道事業を効率的かつ効果的に実施するものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(SPCの基本事項)

第9条 受託者は、本委託を実施する受託者である特別目的会社(以下、「SPC」という。)として、次の各号に定める会社の基本事項を遵守するものとする。

- 1 S P Cの本店所在地は、長野県飯田市内とすること。
- 2 S P Cの資本金は、本委託の開始前までに●●,000千円以上とし、本委託が終了するまでこれを維持すること。
- 3 代表企業の株式保有割合は、S P Cの設立時から本委託が終了するまでの間を通じて50%を超える保有割合を維持するものとする。
- 4 S P Cが株式、新株予約権、新株予約権付社債又はこれらに類似する有価証券の発行をする場合には、委託者の事前の承諾を得なければならないこと。
- 5 S P Cは、委託契約締結後速やかに、委託者に対し定款の写しを提出するものとする。なお、その後定款を変更したときには、速やかに変更後の定款の写しを委託者に対し提出するものとする。

(責任負担)

- 第10条 本委託に伴う下水道法(昭和33年法律第79号)上の管理責任は、委託者が負うものとする。
- 2 その他の委託者受託者の基本的な責任負担は要求水準書に定めるものとする。

(指示等)

- 第11条 委託者は、下水道法上の管理責任を果たすため必要と認めたときは、本委託に関する指示を受託者に対して行うことができる。この場合、受託者は、当該指示に従い本委託を行わなければならない。

(業務の手段等)

- 第12条 受託者は、特に定めがある場合又は前条の指示若しくは委託者と受託者で協議がある場合を除き、本委託の実施に必要な一切の手段等を受託者の責任において定めるものとする。

(契約の構成及び適用関係)

- 第13条 委託者と受託者は、本委託につき、本契約とともに、公募資料等及び提案書類は、すべて本契約の契約内容を構成することを確認する。

(規定の適用関係)

- 第14条 本契約、公募資料等及び提案書類の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、本契約、公募資料等に関連する質問回答、競争的対話の議事録等、公募資料等、提案書類、の順に優先して適用されるものとする。
- 2 前項の規定に関わらず、提案書類と提案書類に優先する前項記載の書類等との間に齟齬がある場合で、提案書類に記載された性能又は水準が提案書類に優先する前項記載の

書類等に記載されたものを上回るときは、その限度で提案書類の記載が優先するものとする。

- 3 同一順位の書類の間に齟齬がある場合、委託者は、受託者と共同で当該齟齬の内容を確認し、解決策を検討し、その結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該措置を含む。）について両当事者で誠実に協議し、協議の終了後10日以内に、その結果を受託者に通知する。ただし、やむを得ない理由により協議の終了又は通知が当該期間内にできないときは、委託者及び受託者が合意の上、当該期間を延長することができる。

（秘密保持義務）

第15条 受託者は、個人情報の漏洩、改ざん、毀損、滅失、盗用等の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるとともに以下の各号を遵守し、また、業務従事者に以下の各号を遵守するように指示監督するものとする。

(1) 本業務の履行上知り得た情報を第三者に漏洩又は閲覧若しくは提供、貸出し等しないこと。

(2) 本業務の履行上知り得た情報を委託者の認める目的以外に使用しないこと。

(3) 本業務の履行上知り得た情報を複写、及び複製しないこと。

2 受託者は、成果物（未完成の成果物及び本業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡、貸与、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

3 前2項の規定は、事業期間終了後においても、なお5年間効力を有するものとする。

（個人情報の取扱い）

第16条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（書面主義）

第17条 本委託における指示、請求、通知、報告、申出、承諾、承認、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 委託者及び受託者は、本契約その他の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、その内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。

(契約の保証)

第18条 受託者は、契約締結と同時に、委託者に契約保証金を納付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除するものとする。

- (1) 契約による債務の不履行により生ずる委託者の損害を付保するため、委託者を被保険者とする契約保証保険契約を締結したとき。この場合、契約保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託すること。
 - (2) 契約による債務の不履行により生ずる委託者への損害金の支払いを保証する銀行の保証を取り付けたとき。この場合、保証契約の締結後、直ちにその保証証券を委託者に寄託すること。
- 2 前項の契約保証金の額は、業務委託料の100分の10以上としなければならない。
 - 3 委託料の変更があった場合には、契約保証金の額が変更後の業務委託料の100分の10に達するまで、委託者は保証の額の増額を請求することができ、受託者は保証の額の減額を請求することができる。
 - 4 飯田市財務規則第122条第3項第1号から第5号の規定に該当するときは、契約保証金を免除することができるものとする。ただし、受託者が契約を履行しないときは業務委託料の100分の10に相当する額を徴収する。

(契約の譲渡等)

第19条 受託者は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者が承認した場合は、この限りでない。

- 2 受託者は、成果品（未完成の成果品及び本委託を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承認を得た場合は、この限りでない。

(著作物の使用等)

第20条 受託者は、受託者が本委託を実施するために必要な特許権等の工業所有権の対象となっている技術等の実施権又は使用権（委託者から許諾されたものを除く。）を自らの責任で取得するものとする。ただし、委託者が当該実施権等を指定し、かつ受託者が当該技術に係る工業所有権の存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に要した合理的な費用を負担しなければならない。

- 2 受託者は、受託者の委託費が、前項の特許権等の実施権又は使用権取得の対価並びに本契約に基づいて、受託者が作成する成果物の使用に対する対価を含むものであることを確認するものとする。委託者は、委託者が受託者に実施又は使用させる特許権等に関しては、その実施又は使用許諾の対価を受託者に請求しない。
- 3 本契約に基づき委託者が受託者に対して提供した情報、書類、図面等の著作権及びそ

の他の知的財産権は、委託者に留保されるものとする。

- 4 委託者は、本契約に基づき受託者が作成する成果物について、委託者の内部においては、委託者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約終了後も存続するものとする。
- 5 本契約に基づき受託者が作成する成果物のうち著作権者の権利の帰属は、著作権法（昭和45年法律第48号、その後の改正を含む。）の定めるところによる。
- 6 受託者は、本契約有効期間中及び本契約終了後においても、本契約に基づき受託者が作成する成果物を次の各号に掲げるところにより委託者が利用できるようにしなければならない。ただし、受託者の競争力に係る営業上又は技術上の機密情報が含まれると受託者が指定した成果物に対しては、委託者は、各号の利用にあたって、受託者と事前に協議の上行うものとする。なお、受託者は、自ら又は著作権者（委託者を除く。）をして、著作権法19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し又はさせてはならない。
 - (1) 著作権名を表示することなく、成果物の全部又は一部の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し又は委託者が認めた公的機関から公表させ、若しくは広報に使用させること
 - (2) 本契約に基づき受託者が作成する成果物（その複製物も含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること
 - (3) 対象施設の増築、改築及び修繕等のために必要な範囲で委託者又は委託者が委託する第三者をして成果品について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること
 - (4) 対象施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること
 - (5) 委託者及び受託者協議の上、対象施設の運営等の観点から問題ないと判断される範囲において、対象施設を増築、改築、修繕若しくは模様代えにより改変し、又は取り壊すこと
- 7 受託者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。

ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

 - (1) 本契約に基づいて受託者が作成する成果物を公表すること
 - (2) 本契約に基づいて受託者が作成する成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること

（著作権等の譲渡の禁止）

第21条 受託者は、自ら又は著作権者をして、本契約に基づき受託者が作成する成果物に係る著作権者の権利を第三者に譲渡し、継承し、又は譲渡させてはならない。

（著作権の侵害の防止）

第22条 受託者は、本契約に基づき受託者が作成する成果物が第三者の有する著作権を侵害するものでないことを委託者に対して保証する。

2 受託者は、本契約に基づき受託者が作成する成果物が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、若しくは必要な措置を講じなければならないときは、受託者がその賠償額を合理的な範囲内で負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

第2章 業務の実施

第1節 総則

(本委託の概要)

第23条 受託者は、本件施設について、事業期間中の運転及び維持管理等を行うものとする。委託者は、受託者に対して事業期間中の運転及び維持管理等を包括的に委託し、受託者は、これを受託する。

2 受託者は、本契約及び公募資料等に従って適正かつ確実に本委託を遂行しなければならない。

3 本委託の範囲は次に掲げるものとし、各業務の詳細については要求水準書等で定めるものとする。

(1) 統括管理業務

(2) 運転管理業務

(3) 計画策定業務

4 受託者は、本契約及び公募資料等による要求水準を満たし、本委託の実施に必要な能力・資質・経験を有する人員を配置して、本委託の実施に必要な装備を整える。

5 委託者は、本契約及び公募資料等の定めるところにより、受託者による本委託の適正かつ確実な実施を確保するために、必要な措置をとる。

(事業期間)

第24条 事業期間は、令和9年4月1日から令和19年3月31日までとする。ただし、移行期間については、受託者は本件施設の運転管理及び維持管理の一部を実施するものとする。

2 移行期間における具体的な業務の実施方法等については、要求水準書に定めるものとする。

(法令の遵守等)

第25条 受託者は、要求水準書1-5.に記載の本委託に係る関係法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意を以って、本委託を実施しなければならない。

(事業の実施体制等)

第26条 本委託における実施体制は次のとおりとする。

- (1) 受託者が本委託を実施する本件施設の運転管理及び維持管理は、通年24時間連続とし、要求水準を確保できる体制を確立するものとする。
 - (2) 委託者は、本委託を監督する監理責任者を置くものとする。
 - (3) 受託者は、本委託遂行上の管理を掌る統括管理責任者を置き、本委託の履行に必要な従事者等を置くものとする。
 - (4) 受託者は、運転管理業務の従事者等の中から、運転管理を掌る運転管理統括責任者を専任するものとする。
 - (5) 受託者は、計画策定業務の実施に際しては、要求水準書に基づき管理技術者、照査技術者を置くものとする。
- 2 委託者は、受託者との連絡・協議にあたらせるため、担当職員を置かなければならない。
 - 3 委託者は、前項により職員を置いたときは、担当職員の職及び氏名を受託者に通知しなければならない。担当職員を変更したときも同様とする。
 - 4 担当職員は、次の各号に掲げる権限を有する。
 - (1) 本契約の内容に関する確認の申出又は質問に対する回答
 - (2) 本契約の履行に関する統括管理責任者との協議
 - 5 受託者は、本委託に従事させる者の名簿を委託者に提出しなければならない。
 - 6 受託者は、前項について変更があるときは、速やかに委託者に報告しなければならない。

(監理責任者)

第27条 委託者は、前条第1項2号に基づき監理責任者を置いたときは、その氏名を受託者に通知するものとする。また、監理責任者を変更したときも同様とする。

- 2 監理責任者は、本契約書の他の条項に定めるもの及び本契約書に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監理責任者に委任したもののほか、次に掲げる権限を有するものとする。
 - (1) 委託者の下水道法の責任を果たす上で必要な受託者又は受託者の運転管理統括責任者に対する業務に関する指示
 - (2) 契約書、要求水準書、その他関係書類の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) 本委託の履行に関する受託者又は受託者の統括管理責任者との協議
 - (4) 本委託の進捗の確認、照合その他契約の履行状況の調査及び改善通告
 - (5) モニタリングの実施及び通知
 - (6) 本契約等に基づく本委託の履行のための図面等の作成及び交付又は受託者が作成し

たこれらの図書の承諾

(7) 関連事業との工程等の調整

(8) 委託者が業務実施において著しく不相当と認める場合において、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことの請求

3 本契約に定める書面の提出は、監理責任者を經由して行うものとする。この場合においては、監理責任者に到達した日をもって、委託者に到達したものとみなす。

4 委託者は、2人以上の監督員を置き前項の規定による権限を分担させたときはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員に本契約に基づく委託者の権限の一部を委任したときは、当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

(統括管理責任者)

第28条 受託者は、第26条第1項3号に基づき統括管理責任者を置いたときは、その氏名その他必要な事項を委託者に通知するものとする。統括管理責任者を変更したときも同様とする。

2 統括管理責任者は、本委託の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、委託料の変更、事業期間の変更、委託料の請求及び受理、第70条の請求の受理、第71条の請求、通知の受理並びに契約の解除に係わる権限を除き、本契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができるものとする。

3 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、これを統括管理責任者に委任せず、自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。

4 統括管理責任者は、次条に規定する運転管理統括責任者を兼務することはできない。

(運転管理統括責任者)

第29条 受託者は、第26条第1項4号に基づき運転管理統括責任者を専任したときは、その氏名その他必要な事項を委託者に通知するものとする。運転管理統括責任者を変更したときも同様とする。

2 運転管理統括責任者は、下水道施設の現場管理者として1名を専任するものとする。

3 運転管理統括責任者は、下水道施設の統括管理責任者は、下水道法第22条第2項の有資格者であること。

(電気主任技術者の選任等)

第30条 受託者は、電気事業法第39条第1項の規定に基づき、経済産業省令で定める技術基準に適合するように自家用電気工作物を維持する義務を負い、維持及び管理の主体としてこれを行うものとする。

2 委託者は、受託者を電気事業法第43条第1項に定める事業用電気工作物を設置する者

とみなし、受託者は従事者等から要求水準書に定める電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督並びに保安のための監視、点検及び検査の管理に必要な電気主任技術者を原則として委託者の従業員より選任し、所轄官庁に対する届け出を行うものとする。

3 電気主任技術者は、次の各号によりその職務を行うものとする。

(1) 前項の電気主任技術者は電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を行うものとする。

(2) 委託者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、電気主任技術者の意見を尊重するものとする。

(3) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従うものとする。

(4) 電気主任技術者として選任された者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督の職務を誠実にを行うものとする。

4 電気主任技術者は、業務上重要な事項について、委託者、受託者各々に連絡、報告及び調整を行うものとする。

5 電気主任技術者は、本委託に専任で従事するものとする。

6 第34条2項に定めるところにより、委託者が認めた場合は、受託者による電気主任技術者の再委託は認める。なお、再委託による場合は、本委託への専任は求めないものとする。

(事業開始に伴う既存施設等の確認及び使用)

第31条 委託者及び受託者は、契約締結日の翌日から移行期間終了日までの間において、既存施設等の性状、規格、機能、数量等について、双方立会いの上、確認するものとする。この確認の方法等については、要求水準書に定めるものとする。なお、既存施設等の確認に係る費用は、各自これを負担するものとする。

2 受託者は、本委託の実施を目的として、既存施設等を使用することができるものとする。

3 受託者は、既存施設等について、善良なる管理者の注意を以って、これを使用し、又は保存し、若しくは管理しなければならない。

4 第1項による確認の結果、既存施設等に重大な契約不適合があるときは、受託者は委託者に対して、相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求することができるものとする。ただし、契約不適合が軽微である場合は、この限りではない。

5 受託者は、前項に係わらず、事業開始日から1年以内に、既存施設等に重大な契約不適合を発見したときは、前項に定める措置を講ずることができるものとする。

(事業開始に伴う業務引継ぎ等)

第32条 委託者又は委託者の指定する者及び受託者は、各自の負担により、契約締結日

の翌日から事業開始日までに、本件施設の事業実施に必要な業務引継ぎ等が終了するよう努めるものとする。なお、業務引継ぎ等の内容等については、要求水準書に定めるものとする。

- 2 委託者又は委託者の指定する者は、受託者が本件施設の事業実施に必要とする一切の書類、データ、本件施設の状況等（以下「本件施設の情報等」という。）を、受託者に適切に開示するものとする。
- 3 前項のほか、委託者又は委託者の指定する者は、受託者が本件施設の事業実施に必要とする教育・研修等への協力及び支援を行うものとする。
- 4 受託者は、本件施設の事業実施上必要となる本件施設の情報等を十分に把握するとともに、教育・研修等を通じて、本件施設の習熟に努めるものとする。
- 5 次の各号のいずれかに該当するときは、受託者は第1項に規定する受託者による業務引継ぎ等を行わないことができる。
 - (1) 業務引継ぎ等の必要がない事由を受託者が書面で提出し、これを委託者が認めたとき
 - (2) 委託者が、本件施設に関する受託者による業務引継ぎ等が必要ないと認めたとき

（ユーティリティー等の調達）

第33条 受託者は、受託者の責任と費用により、移行期間を除く事業期間中において、要求水準書に定める本委託の実施に必要となる薬品を調達しなければならない。

- 2 受託者は、受託者の責任と費用により、移行期間を除く事業期間中において、要求水準書に定める本委託の実施に必要となる燃料、消耗品類、資機材、事務備品その他物品を調達しなければならない。

（再委託）

第34条 受託者は、本契約について委託業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任、又は請け負わせてはならない。ただし、受託者の構成員に委任、又は請け負わせる場合についてはこの限りではない。

- 2 受託者は、業務の一部（主たる部分を除く）について第三者に委任又は請け負わせようとする場合（以下「再委託」という。）、あらかじめ再委託の相手方（以下「再委託先」という。）の名称並びに住所及び再委託を行う業務の範囲並びに再委託の必要性等について記載した書面を提出し、委託者は次に掲げる事項について審査し、適正と認められる場合に書面により承認するものとする。ただし、委託者が軽微な業務であると認めるものについてはこの限りではない。

- (1) 再委託を行う合理的理由
- (2) 再委託先の再委託される業務を履行する能力等
- 3 前項の規定により承認された事項に変更がある場合は、受託者は変更の届け出を提出

し、委託者による審査及び承認を受けるものとする。

- 4 受託者は、自らが負う契約書等における一切の義務を再委託先にも遵守させるとともに、再委託先の行為について、委託者に対し責任を負うものとする。

(許認可)

第35条 受託者は、法令上に定める資格を有する者が実施すべき業務を実施する際には、それぞれ必要な資格を有する者に担当させなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、受託者は、本委託の実施に必要な国及び地方公共団体その他関係機関への届出、許認可等が必要となる場合は、受託者は受託者の責任と費用によりこれを行ない、委託者に報告するものとする。この場合において、委託者は、受託者の請求により必要な協力を行なうものとする。
- 3 法令上、委託者が申請すべき許認可については委託者が行う。この場合において、受託者は委託者の請求により必要な協力を行う。

第2節 業務実施計画

(業務実施計画書の策定)

第36条 受託者は、本委託の実施のため、本契約書及び要求水準書に基づき、次条から第43条までに定めるところにより、受託者の責任と費用により、業務実施計画書を策定しなければならない。

(業務実施全体計画書)

- 第37条 受託者は、契約締結日の翌日から30日以内に、本委託の実施に関する基本的な重要事項を定めた業務実施全体計画書を策定し、委託者と協議の上、事業開始日〔令和9年4月1日〕の30日前までに委託者の承諾を得なければならない。
- 2 前項の業務実施全体計画書は、事業開始日から事業期間の終了日〔令和19年3月31日〕までの期間を対象とする。
- 3 受託者は、前期又は後期5箇年業務実施計画書の内容等に変更が生じた場合、業務実施全体計画書が前期又は後期5箇年業務実施計画書と整合の取れるものとなるよう、委託者に変更を申し出たうえで、該当箇所の変更を行わなければならない。ただし、当該変更が軽微な場合は、この限りではない。
- 4 委託者は、前項の申し出を受けたときは、当該業務実施全体計画書の内容及び費用等の変更について、受託者と協議するものとする。

(5箇年業務実施計画書)

第38条 受託者は、契約締結日の翌日から30日以内に、本委託の実施に関する基本的な

重要事項を定めた前期5箇年業務実施計画書を策定し、委託者と協議の上、事業開始日〔令和9年4月1日〕の30日前までに委託者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の前期5箇年業務実施計画書は、事業開始日から前期事業期間の終了日〔令和13年3月31日〕までの期間を対象とする。
- 3 受託者は、前期事業期間終了日より30日前までに、本委託の実施に関する基本的な重要事項を定めた後期5箇年業務実施計画書を策定し、委託者と協議の上、後期事業開始日〔令和14年4月1日〕の前までに委託者の承諾を得なければならない。
- 4 前項の後期5箇年業務実施計画書は、後期事業開始日から事業期間の終了日〔令和19年3月31日〕までの期間を対象とする。
- 5 受託者は、前期又は後期5箇年業務実施計画書の内容等に変更が生じる場合、委託者に変更の申し出を行うことができるものとする。ただし、当該変更が軽微な場合は、この限りではない。
- 6 委託者は、前項の申し出を受けたときは、当該業務実施計画書の内容及び費用等の変更について、受託者と協議するものとする。

(年間業務実施計画書)

- 第39条 受託者は、当該事業年度の開始前までに、当該事業年度における具体的な業務実施の詳細を定めた年間業務実施計画書を策定し、委託者の承諾を得なければならない。
- 2 年間業務実施計画書は、それぞれ、前期5箇年業務実施計画書、後期5箇年業務実施計画書に基づき策定するものとする。
 - 3 事業開始年度〔令和9年度〕については、第1項の「当該事業年度の開始前までに」とあるのを「前期5箇年業務実施計画書の委託者の承諾を受けた日の翌日から30日以内までに」と読み替え、本条を適用する。
 - 4 後期事業開始年度〔令和14年度〕については、第1項の「当該事業年度の開始前までに」とあるのを「後期5箇年業務実施計画書の委託者の承諾を受けた日の翌日から30日以内までに」と読み替え、本条を適用する。

(5箇年修繕計画書)

- 第40条 受託者は、契約締結日の翌日から30日以内に、事業開始日から前期事業期間の終了日までの期間における定期修繕の予定を定めた前期5箇年修繕計画書を策定し、委託者と協議の上、事業開始日の30日前までに、委託者の承諾を得なければならない。
- 2 受託者は、前期事業期間終了日より30日前までに、後期事業期間開始から事業期間の終了日までの期間における定期修繕の予定を定めた後期5箇年修繕計画書を策定し、委託者と協議の上、後期事業開始日の前までに、委託者の承諾を得なければならない。
 - 3 受託者は、ストックマネジメントに係る計画等により、当該前期又は後期5箇年修繕計画書で予定する当該定期修繕の内容等に変更が生じる場合、受託者は委託者に変更の

申し出を行うことができるものとする。ただし、当該変更が軽微な場合は、この限りではない。

- 4 委託者は、前項の申し出を受け、承諾したときは、当該定期修繕の内容及び費用等の変更について、受託者と協議するものとする。

(年間修繕計画書)

第41条 受託者は、当該事業年度の開始前までに、当該事業年度における定期修繕内容の詳細を定めた年間修繕計画書を策定し、委託者の承諾を得なければならない。

- 2 年間修繕計画書は、それぞれ、前期5箇年修繕計画書、後期5箇年修繕計画書に基づき策定するものとする。

- 3 事業開始年度〔令和9年度〕については、第1項の「当該事業年度の開始前までに」とあるのを「前期5箇年修繕計画書の委託者の承諾を受けた日の翌日から30日以内までに」と読み替え、本条を適用する。

- 4 後期事業開始年度〔令和14年度〕については、第1項の「当該事業年度の開始前までに」とあるのを「後期5箇年修繕計画書の委託者の承諾を受けた日の翌日から30日以内までに」と読み替え、本条を適用する。

- 5 受託者は、事業期間において、突発的な機械・電気その他の設備故障、損傷等が発生したときは、委託者の承諾を得て、速やかに復旧するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは復旧の後、委託者に報告するものとする。

(緊急時対応計画書)

第42条 受託者は、契約締結日の翌日から事業開始日の30日前までに、地震、停電、薬品の漏洩、機器の破損、異常増水、水質異常、その他の緊急事態が発生した場合におけるその対応の原則、方針、手順等を定めた緊急時対応計画書を本契約、要求水準書、受託者の提案等に基づき策定し、委託者と協議の上、事業開始日前までに委託者の承諾を得なければならない。

- 2 受託者は、緊急事態の対応に対して万全を図るため、前項の緊急時対応計画書を必要に応じて適宜改訂するものとする。

- 3 受託者は、前項の改訂を行ったときは、速やかに委託者に届出て、その承諾を得るものとする。

(業務実施計画書の修正)

第43条 委託者は、第37条から第42条に基づく業務実施計画書が不相当であると認める場合は、その事由を明らかにし、かつ、期日を指定した上で、受託者に対し、その変更若しくは修正又は再提出を請求することができるものとする。

- 2 受託者は、委託者から前項の請求があったときは、当該業務実施計画書について変更

若しくは修正又は再提出するものとする。

- 3 受託者が期日までに、当該業務実施計画書の変更若しくは修正又は再提出をしなかった場合は、要求水準の未達として、第68条に定める措置を適用するものとする。
- 4 委託者は正当な理由なくして、受託者が提出した業務実施計画書に対する承諾を留保し、又は遅延してはならないものとする。

第3節 業務の実施

(施設更新等の請求)

- 第44条 本件施設の修繕により、その機能が維持できないとき又はその見込みがないとき、若しくは本件施設の修繕により、本件施設の機能を維持しようとするのが著しく非合理的であると認められるときは、受託者は委託者に対し、その旨を報告し、施設の更新・改築を請求することができるものとする。
- 2 前項の請求があったときは、委託者は速やかに本件施設の現況を調査して、更新の是非を判断し、その内容を受託者に通知するものとする。
- 3 委託者は、前項の判断をするにあたり、受託者の業務遂行上及び安全衛生管理上の要請を十分に配慮するものとする。
- 4 第1項の請求があったにもかかわらず、社会通念上必要かつ相当な期間において、委託者が必要な施設の更新・改築を行わなかったため、受託者又は第三者に損害が生じた場合には、委託者はその損害を負担する。ただし、受託者に故意又は過失がある場合には、委託者はその程度に応じて、受託者に対し負うべき損害賠償を相殺し、又は第三者に対して行った損害賠償を、受託者に求償することができるものとする。

(施設改良等)

- 第45条 受託者は、業務提案書若しくは運営期間中の提案につき、業務を効果的に、かつ効率的に実施するため、委託者の承諾を得て自己の責任と費用により、創意工夫を發揮するために自ら必要と判断した設備を本件施設内に設置することができる。
- 2 受託者は、前項の設備を設置する際、必要最小限の範囲で本件施設に変更を加えることができる。ただし、受託者は当該変更の内容について、事前に委託者に通知し、その承諾を得なければならない。
- 3 第1項の規定により、受託者が本件施設内に設置した設備の所有権は、受託者に帰属する。

(受託者の改善提案)

- 第46条 受託者は、本委託に関する業務について、要求水準書に定める業務の水準を低下させることなく、要求水準書又は提案書類（以下「要求水準書等」という。）で示す手法より効果的かつ効率的な業務手法を委託者に提案することができる。

- 2 受託者が、前項に基づく提案を行う場合には、任意の様式により改善提案書を作成し提出することとする。
- 3 委託者は、受託者から改善提案書を受領した後に、提案を受けた業務手法について必要に応じて受託者からヒアリングを実施することができる。
- 4 委託者は、前各項により提案された業務手法について検討した結果、当該業務をより効果的かつ効率的に実施できる可能性があると判断した場合、実施を可能とする。
- 5 委託者は、前項に基づく効果測定の結果、当該変更を行うか否かを、受託者に通知しなければならない。
- 6 前項において、当該変更を行う場合、要求水準書等の変更を行う。
- 7 第5項において、当該変更を行う場合、受託者は業務計画書の変更を行い、委託者の承認を得なければならない。

(要求水準書の変更等)

- 第47条 委託者は、自ら若しくは前条による受託者の改善提案により、必要と認める場合は、受託者に対して要求水準書の変更の検討を指示することができるものとし、受託者は、当該指示の受理後14日以内に、当該変更が当該業務の実施に与える影響を検討し、検討結果を委託者に報告するものとする。
- 2 委託者は、前項による検討結果を受理した場合は、当該検討結果に基づいて要求水準書を変更することができるものとし、速やかに当該検討結果に基づく変更を行うか否かを、受託者に通知しなければならない。
 - 3 変更後の当該要求水準は、委託者が受託者に通知し、受託者が通知を受理した日の翌日から適用されるものとする。
 - 4 法令等の変更により、要求の内容を変更する必要があるときは、第85条の定めに従うものとする。

(要求水準書の変更に伴う措置)

- 第48条 前条第2項により要求水準書を変更したときは、当該変更により、受託者に増加費用又は損害（委託料の減額は除く）が生じたときは受託者が負担し、受託者が負担する費用の減少が生じたときは、当該費用減少分に応じて委託料を減額するものとする。
- 2 前項において、委託者の負担する額又は受託者の委託料の減額については、委託者と受託者で協議して定めるものとする。ただし、受託者の委託料の減額については、委託料の額が低減すると見込まれる額の100分の10に相当する額を削減しないものとする。
 - 3 前項により、委託料の減額を行った場合においても、受託者の改善提案を行った受託者の責任が回避されるものではない。
 - 4 前条第4項の規定により、受託者に増加費用又は損害（委託料の減額は除く）が生じたときの措置は、第86条の定めに従うものとする。

(水質等の保証)

- 第49条 受託者は、事業期間を通じ、要求水準書に定める流入下水を適切に処理し、放流水質を確保するほか、脱水ケーキ含水率を確保し、これを保証するものとする。
- 2 前項の水準を確保できず、第三者に損害が生じたときは、第52条及び第53条の場合を除き、第82条第1項の定めに従うものとする。

(貸与品等)

- 第50条 受託者による本委託の実施に際し、委託者が無償で受託者に貸与する物品（以下「貸与品等」という。）は、要求水準書別記7に定めるところによる。
- 2 受託者は、貸与品等の引渡を受けたときは、引渡の日から14日以内に、委託者に申し出なければならない。
- 3 受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受託者は、本契約の定めるところにより本契約が終了した場合、全ての貸与品等を速やかに返還しなければならない。
- 5 受託者は、故意又は過失により貸与品等が滅失又は毀損し、その返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、又は原状に復して返還しなければならない。
- 6 経年劣化等の理由その他受託者の責に帰さない事由による貸与品等の故障等については、受託者の申請に基づき、委託者が承認したものに限り、委託者が代品を調達する。

第4節 緊急事態災害・事故その他の不可抗力発生時の対応

(対応の基本)

- 第51条 受託者は、緊急事態が発生したときは、第42条に定める緊急時対応計画書に基づき、災害・事故その他の不可抗力事由による本委託への影響を可及的に避けるため、最大限の努力を行うものとする。

(水質異常時の対応)

- 第52条 不可抗力その他、受託者の責めによらず、悪質な流入下水により反応槽内生物が死滅する恐れがあるとき、放流水の水質が水質汚濁防止法若しくは長野県条例に定める水質基準を満足しないとき又はその恐れがあるとき（以下「水質異常」という。）は、受託者は、当該水準を満たすよう速やかな対応を図るとともに、直ちに口頭によりその旨を委託者に報告し、委託者及び受託者はその対応を協議しなければならない。
- 2 委託者は、前項の場合において必要と認めるときは、受託者に対し下水処理施設の処理の一部又は全部を停止すること（以下「処理停止」という。）を指示することができるものとする。

- 3 前項の処理停止により、第三者に損害が生じたときは、第81条第2項の定めに従うものとする。

(異常水量への対応)

第53条 本件施設の異常流入水、浸水又はその恐れが生じたときは、受託者は直ちに口頭によりその旨を委託者に報告し、その対応を協議しなければならない。

- 2 前項の場合において委託者が必要と認めるときは、受託者に対し、処理停止又はその他の措置を指示することができる。
- 3 前項に規定する処理停止又はその他の処理により、第三者に損害が生じたときは、第81条第2項の定めに従うものとする。

(協働の措置)

第54条 前2条において、第三者又はその他への損害を最小限にとどめるため、委託者及び受託者は協働して必要な措置を講ずるものとし、受託者は、最大限の誠意と努力を以って、委託者に協力する義務を負うものとする。

- 2 前項の受託者の協力が本契約の範囲外である場合で、増加費用が生じたときは、委託者が負担するものとし、その額は、委託者と受託者で協議の上で定めるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、本契約の範囲内における受託者の協力による措置の場合は、委託者は負担しないものとする。

(臨機の措置)

第55条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を講じるものとする。この場合において、受託者は、あらかじめ委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

- 2 前項ただし書きにおいて、臨機の措置を講じたときは、受託者は当該措置の内容を、委託者に直ちに通知するものとする。
- 3 委託者は、災害防止その他業務を行う上で、特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を講じるよう請求することができるものとする。
- 4 受託者が、第1項又は前項の規定により臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、本委託の範囲外であると認められる部分については、委託者がこれを負担するものとし、その額は、委託者と受託者で協議の上で定めるものとする。

(災害・事故発生時の指揮系統)

第56条 委託者は、第52条又は第53条を除く緊急事態の発生又は発生のおそれが生じ、本委託の実施に委託者の介入が必要であると認めるときは、直ちに統括管理責任者にその旨を通知するものとする。なお本項の通知は緊急のときは書面によることを要せず、

事後速やかに書面により通知するものとする。

- 2 受託者は、前項の通知を受けたときは、統括管理責任者は監理責任者又はその他の委託者の職員の直接の指揮監督に服し、受託者の従事者等は、統括管理責任者を通じ、監理責任者又はその他の委託者の職員の指示に従わなければならない。
- 3 他の下水道事業体又はその関連団体等から、委託者に対して災害・事故その他の不可抗力事由の発生又は発生のおそれを理由として協力要請がなされた場合は、委託者は、統括管理責任者を通じて受託者に当該協力要請に応じることを指示することができる。この場合、受託者は、実務上可能な範囲で、委託者の指示に従うものとする。

(災害・事故発生時の費用負担)

- 第57条 委託者は、前条第2項の規定に従い、統括管理責任者並びに受託者の従事者等が委託者の指示に従ったことによる増加費用の額及び支払い方法等は、委託者と受託者で協議の上で定めるものとする。
- 2 前項の規定は、第52条及び第53条に定める不可抗力その他、受託者の責めによらない第三者への損害については適用しない。

第5節 モニタリング

(モニタリング)

- 第58条 受託者は、事業期間中、法令等及び本契約によって実施が義務付けられている事項について法令等及び本契約（セルフモニタリング基本方針に規定された事項を含むが、これらに限られない。）並びにセルフモニタリング計画に基づきモニタリング（以下「セルフモニタリング」という。）を実施し、その結果を適切に保存するとともに、委託者に対して、速やかに提出しなければならない。
- 2 受託者は、事業期間中、提案書において提案した事項についてセルフモニタリングを実施し、その方法及び結果について、委託者に対して、自らが提案書において提案した方法又は委託者の求めに応じて随時、報告書を作成してこれを提出しなければならない。
 - 3 本条に関するその他の詳細については、セルフモニタリング基本方針及びセルフモニタリング計画に従うものとする。
 - 4 委託者は、事業期間中、受託者が法令等及び本契約の内容（セルフモニタリング基本方針に規定された事項を含むが、これらに限られない。）を満たす方法により本委託を実施しているか否かについて、セルフモニタリング基本方針及びセルフモニタリング計画に従ってモニタリングを実施する。
 - 5 前項に定める委託者によるモニタリングに加えて、事業期間中、受託者の本委託の達成状況や履行状況等について、専門的知見を持つ第三者機関を活用したモニタリングの必要性があると委託者が判断した場合、委託者受託者間の協議によりその実施是非を決定する。

6 業務指標または業績指標については、要求水準書、提案書類及び本契約に従い、事業期間中、受託者と委託者とが協議して定め、達成状況の確認を行う。

7 委託者及び受託者は、前項の業務指標又は業績指標について、本契約の開始後2年ごとに、見直しを行うことができる。

(運転日誌の作成)

第59条 受託者は、運転日誌を作成し、常に本件施設に備えるものとする。

2 受託者は、開所日の毎日午前10時までに、前日分の業務日報の写しを委託者に提出するものとする。

3 前項の業務日報の内容等は、要求水準書に定めるものとする。

(業務の報告)

第60条 受託者は、本委託の実施状況を正確に反映した次に掲げる業務報告書を作成するものとする。

(1) 受託者は、毎月、月間業務報告書を作成し、当該月の月間業務報告書を翌月の第10開所日までに、委託者に提出するものとする。

(2) 受託者は、事業年度ごとに年間業務報告書を作成し、当該事業年度の年間業務報告書を翌年度の4月の第10開所日までに、委託者に提出するものとする。

2 前項各号の報告書の内容等は、要求水準書に定めるものとする。

3 委託者は、第1項に基づき提出された書類の内容について、受託者に説明を求め、また、必要な範囲で、受託者が本委託に関し所持しているその他の資料の提出を求めることができる。

4 受託者は、本委託完了時、本委託について要求水準書等に定める提出図書を作成し、委託者に提出するものとする。

(実施状況の確認)

第61条 委託者は、事業期間において、委託者の費用により、受託者が実施する本委託の質及び内容を確保するため、次条から第62条までに定めるところにより、本委託の実施状況を確認するものとする。

(日常の確認)

第62条 委託者は、第59条に規定する運転日誌に基づき、本委託の実施状況を確認するものとする。

(定期の確認)

第63条 委託者は、第60条に規定する業務報告書に基づき、受託者の立会いの上、書類

確認及び現地確認その他の方法により、本委託の実施状況を確認するものとする。

2 前項の確認は、業務報告書の提出を受けた日から10日以内に完了するものとする。

(随時の確認)

第64条 前2条によるほか、委託者は必要と認めるときは、受託者に対して事前に通知することなく、現地調査により、本委託の実施状況を確認することができるものとする。

2 委託者が前項の確認を実施するときは、受託者はその求めに応じて、委託者の確認に立会い、本委託の実施状況を説明し、又は書類を提出するなど、委託者に協力するものとする。

3 委託者は、臨時の確認の結果、特に必要と認めるときは、第三者機関による調査の実施を受託者に求めることができる。その際の費用は委託者の負担とする。

(中間総合評価の実施)

第65条 委託者は、前期事業期間を通じた受託者の本委託の履行状況について、本契約の継続の有無も含めて、総合的に評価（以下「中間総合評価」という。）を行うものとする。

2 委託者は、中間総合評価を前期事業期間終了日の30日前までに実施し、その結果を速やかに受託者に通知するものとする。

3 前項の結果、著しく評価が低く、若しくは本契約の目的を達成することが極めて難しいことが明らかなきときは、第90条第1項4号の定めに従うものとする。

4 第1項の中間総合評価に必要な項目、内容、方法等は、要求水準書に定めるとおりとする。

第6節 要求水準の未達等に対する措置

(改善通告)

第66条 第62条から第64条による確認の結果、要求水準の未達（第52条及び第53条に定める不可抗力等による場合を除く）が判明した場合には、委託者は受託者に対して、その是正のため、改善措置をとることを通告するものとする。

2 受託者は、前項の通告を受理したときは、当該通告を受理した日から10日以内に、改善方法及び期日等の改善計画を定めた改善計画書を委託者に提出するとともに、第60条第1項1号に定める月間業務報告書において、その実施状況を報告しなければならない。

3 委託者は、前項の改善計画書の内容が不十分であると認めるときは、受託者に対して、理由を明らかにした上で、当該改善計画書の修正を求めることができる。

(改善計画書の変更)

第67条 委託者は、前条の改善計画の実施状況を確認した結果、期日までに当該要求水準の未達が是正されなかったときは、委託者は受託者に対して、再改善計画書として、当該改善計画書を変更し、又は再提出するよう催告するものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、再改善計画書及び再提出の場合に準用する。

3 前条及び本条において、改善計画書及びその改善に係る一切の費用は、受託者が負担するものとする。

(委託料の支払停止)

第68条 前条に基づき、再改善計画書に定める期日までに当該要求水準の未達が是正されないとき、又は第43条第3項に該当したときには、委託者は受託者に対して、事前に書面により通知した上で、その是正が完了するまでの間、委託料の支払いを停止することができるものとする。

2 前項の支払停止を行なう場合には、委託者は受託者に対して、弁明の機会を与えなければならない。

3 当該要求水準の未達が是正されたときは、委託者は第1項に基づき支払いを停止していた委託料を速やかに受託者に支払うものとする。この場合、支払いを停止していた期間に係る利息は一切付さないものとする。

4 第1項の規定に基づき、委託料の支払い停止措置を講じた後、60日を経過しても、当該支払停止の理由となった要求水準の未達が是正されないときは、第89条第1項3号の定めに従うことができるものとする。

(委託料の減額)

第69条 事業年度毎に、受託者の責めに帰すべき事由により第49条に定める水質等の確保を達成しないときは、委託料を減額するものとする。

2 前項の委託料の減額に関する方法、時期、その他は要求水準書に定めるところによる。

3 第1項に基づく委託料の減額を受けたことを以って、受託者はその損害を賠償すべき責めを免れるものではない。

(統括管理責任等に対する措置請求)

第70条 第68条に定める委託料の支払停止のほか、再改善計画書に定める期日までに、当該要求水準の未達が是正されないときは、委託者は、統括管理責任者又は受託者の従事者若しくは第34条の規定により受託者から業務を委託され、若しくは請け負った者及びこれら関係者の交代等に関して必要な措置を請求することができるものとする。

2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受理した日から10日以内に委託者に通知しなければならない。

(監理責任者に対する措置請求)

第71条 受託者は、監理責任者がその職務の執行が不相当と認められるときは、委託者に対し、その理由を明らかにして、必要な措置を請求することができるものとする。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受理した日から10日以内に受託者に通知しなければならない。

第7節 委託料等

(委託料の額)

第72条 委託者は受託者に対し、委託料として●円（消費税及び地方消費税を含む）を支払う。

2 前項のうち、統括管理業務費及び運転管理業務費については、事業開始日が属する当該月分を第1回目とし、以後毎月計119回払いとして、本契約書別記2のとおり支払うものとする。

3 修繕費については、本契約書別記2に記載の事業期間内における支払い上限額を事業年度毎に支払うものとする。

4 計画策定業務費用については、完了検査後、本契約書別記2に記載の事業期間内における支払い上限額を事業年度毎の出来高精算として支払うものとする。

5 本契約の締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変更が生じた場合は、委託者は本契約をなんら変更することなく委託料に相当額を加減して支払うものとする。

6 委託者は、委託料の支払に際し、第83条に定める遅延損害金について、受託者から委託者への支払が必要な場合、必要額を委託料から控除した上で、これを支払うことができるものとする。

(支払の手続き)

第73条 受託者は、第60条第1項1号の月間業務報告書に基づき、第63条第1項の実施状況の確認を受け、要求水準書で定める委託者による成果物の検査を完了したときには、委託料の支払を請求することができるものとする。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に、委託料を支払わなければならない。なお、委託料は受託者が指定する口座に振り込むものとする。

3 委託者がその責めに帰すべき事由により第63条第2項の期間内に本委託の実施状況の確認を完了しないときは、その期限を経過した日から本委託の実施状況の確認を完了した日までの期間の日数は、前項の約定期間の日数から差し引くものとする。この場合に

において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(プロフィットシェア)

第74条 委託者は次に掲げる各号により縮減した費用及び獲得した収入を受託者に対しプロフィットシェアとして分配する。プロフィットシェアは受託者から費用縮減の方法等について事前の提案があるものを対象とする。また、提案は業務委託契約締結後随時可能とする。

(1) 第47条に基づく要求水準書等の変更により費用が縮減された場合、その縮減費用

2 プロフィットシェアとして分配する割合は別記3の通りとする。

【プロフィットシェア詳細は優先交渉権者と協議し決定する】

(物価の変動に基づく委託料の額の変更)

第75条 物価の変動があった場合の清算は、プロポーザル実施要領別紙1に基づき行う。

(処理状態や調達管理の変動等による委託料の額の調整)

第76条 流入下水の水量並びに水質による費用の変動は、プロポーザル実施要領別紙1に基づき行う。

第3章 リスク分担

(基本的考え方)

第77条 委託者と受託者のリスク負担の基本的な考え方は、要求水準書別記5のとおりとする。

第1節 一般事項

(水質と水量)

第78条 下水を安定的に処理するための流入水量及びその水質の確保は、委託者の責任において、実施するものとする。

(所有権)

第79条 本件施設の所有権は、委託者に帰属する。ただし、第45条第3項に該当する設備の所有権は、受託者に帰属するものとする。

(保険)

第80条 受託者は、運営期間中、自己の費用により、第三者賠償保険、労働者災害保険、その他必要な保険を付保するものとする。ただし、次に定める保険については委託者が

加入するため、受託者は加入不要とする。

(1) 公益社団法人日本下水道協会が運営する下水道賠償責任保険

- 2 受託者は、前項に基づき加入する保険を、全て業務開始日以前に契約するものとし、業務開始に先立ち、その保険証書の写しを委託者に提出する。
- 3 受託者は、第2項に基づき加入した保険の内容の全部又は一部を変更する場合には、事前にその内容を委託者に通知し、その証券又はこれに代わるものを直ちに委託者に提示しなければならない。

(一般的損害)

第81条 本委託の実施に関し、受託者の故意又は過失によって生じた損害については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰する事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第82条 本委託の実施に関し、第三者に及ぼした損害（第2項及び第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

- 2 第52条第3項及び第53条第3項並びに、委託者の指示その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながら、これを通知しなかったときは、受託者がその賠償額を負担する。
- 3 業務を行うにつき、通常避けることができない騒音、振動等の理由により第三者に及ぼした損害について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、委託者がその賠償額を負担するものとする。ただし、本委託の実施に関し、受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担するものとする。
- 4 前3項の場合その他業務を行うにあたり、第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者で協力してその解決に当たるものとする。

(遅延損害金)

第83条 委託者又は受託者が、本契約に基づいて履行すべき委託料、賠償金、損害金、違約金その他の金銭の支払を遅延した場合は、委託者又は受託者は相手方に対して、当該支払うべき金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項及び同法第14条に定める割合で計算した額を、遅延損害金として支払うものとする。

(賠償の予約)

- 第84条 受託者は、本契約に関して第90条第1項第4号オ(ク)又は(ケ)のいずれかに該当することとなった場合は、委託者が契約を解除するか否かにかかわらず賠償金として委託料の100分の10に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。本契約を履行した後も同様とする。ただし、委託者が特に必要ないと認めるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、受託者がJV又はSPCであり、既に解散されているときは、委託者は、受託者の代表企業又は構成企業に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、受託者の代表企業及び構成企業は、連帯して前項に規定する額を支払わなければならない。
 - 3 第1項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、委託者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

第2節 法令変更

(法令変更に伴う通知の付与及び協議)

- 第85条 本契約締結日以後に法令が変更されたことにより、本契約又は要求水準書で提示された条件に従って本委託を実施することができなくなったとき又は著しく困難になったときは、受託者は、その内容の詳細を記載した書面を以って、直ちにこれを委託者に対して通知するものとする。
- 2 委託者及び受託者は、前項の通知がなされた以降において、本契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなった場合、履行期日における当該自己義務が適用法令に違反する限りにおいて、その履行義務を免れるものとする。ただし、委託者又は受託者は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
 - 3 委託者が受託者から第1項の通知を受理したときは、委託者及び受託者は、当該法令変更に対応するため、速やかに本契約及び要求水準書の変更並びに費用の変更等について、協議するものとする。
 - 4 前項の協議にかかわらず、変更された法令の公布日から60日以内に本契約又は要求水準書の変更並びに増加費用の負担等について合意が成立しないときは、委託者が法令変更に対する対応方法を受託者に対して通知し、受託者はこれに従い本委託の実施を継続するものとする。

(法令変更に伴う増加費用又は損害の負担)

- 第86条 本契約に規定する法令変更に基づいて受託者に増加費用及び損害が発生する場合の委託者の費用負担の割合は以下のとおりとする。
- (1) 委託者の事業履行上で直接関係する法令変更の場合 100%

- (2) (1) 以外の法令変更の場合 0%
- 2 本条において「委託者の事業履行上で直接関係する法令変更」とは、特に対象業務及び対象業務類似のサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令で受託者の費用に影響があるものを意味し、原則として、飯田市下水道事業の設置等に関する条例（平成27年条例第45号、その後の改正を含む。）及び要求水準書に掲げる関係法令の変更をいう。なお、受託者が本委託を実施するために委託先・調達先その他の第三者に支払う消費税・地方消費税にかかる税率の変更は含まないが、委託者が受託者に支払う契約金額に適用される消費税・地方消費税にかかる税率の変更を含む。
- 3 税制変更及び営利法人に一般的に適用される法令変更は本委託に直接影響を与える法令変更に含まれないものとする。

第3節 不可抗力

(不可抗力に伴う通知の付与及び契約内容の変更)

- 第87条 不可抗力により本契約又は要求水準書で提示された条件に従って本委託を実施することができなくなったとき、又は著しく困難になったときは、受託者はその内容の詳細を記載した書面を以って、直ちに委託者に通知しなければならない。
- 2 委託者及び受託者は、前項の通知がなされたとき以降において、本契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となった場合、履行期日における当該義務の履行義務を免れるものとする。ただし、委託者及び受託者は、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にとどめるよう努力しなければならない。
- 3 委託者は、第1項の規定による通知を受理したときは、直ちに調査を行い、前項の損害の状況を確認し、その結果を受託者に通知しなければならない。
- 4 受託者が前項の通知を受理したときは、委託者及び受託者は、当該不可抗力に対応するために速やかに本契約及び要求水準書並びに費用の変更等について協議するものとする。
- 5 前項の協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から30日以内に本契約及び要求水準書並びに費用の変更等について合意が成立しないときは、委託者が不可抗力に対する対応方法を受託者に対して通知し、受託者は、これに従い本委託の実施を継続するものとする。

(不可抗力による委託料の支払)

- 第88条 委託者は、受託者が不可抗力により本件施設において処理の一部又は全部を行うことができない場合には、その費用に相当する委託料を減額するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、委託者は、前条第4項による協議が合意に至るまでの間、受託者が当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、最大限の努力を行うことを条件とし

て、受託者が不可抗力により本件施設において処理の一部又は全部を行わない場合でも、受託者に対して第72条に定める委託料を支払うことができるものとする。

第4節 委託者の要請

(業務の一時中止)

第89条 委託者は、必要と認めた場合には、受託者に対して中止の内容及び理由を通知して、全部又は一部の業務の実施を一時中止させることができる。

2 委託者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、契約期間若しくは委託費を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

3 前項について、業務の中止が受託者の責による場合にはこの限りでない。

第4章 契約の終了

第1節 契約の解除

(委託者による契約の解除および措置)

第90条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を受託者に請求することができる。

(1) 本委託終了日までに本委託を完了することができないとき

(2) 成果品に契約不適合があるとき

(3) 受託者が次の各号のいずれかに該当する場合において、委託者が相当の期間を定めて是正催告をしたにもかかわらずその期間内に是正されず、委託者により本契約を解除されたとき

ア 正当な理由なく、本委託に着手すべき期日を過ぎても本委託に着手しないとき

イ 本委託を事業期間内に完了しないとき又は事業期間経過後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき

ウ 必要な統括管理責任者を設置しなかったとき

エ アからウに掲げる場合のほか、本契約に違反（社会通念に照らして軽微であるものを除く。）したとき又は第68条に基づく支払を停止した日から14日以内に契約内容未達が是正されなかった場合

(4) 受託者が次の各号のいずれかに該当し、委託者により本契約を解除されたとき

ア 第19条の規定に違反し、本契約に係る委託料に係る債権を譲渡したとき

イ 本委託を完了させることができないことが明らかであるとき、又は完了させることを拒絶する意思を明確に表示したとき

ウ 特定の日時又は一定の期間内に本委託を完了しなければ本契約をした目的を達することができない場合において、本委託を完了しないでその時期を経過したとき

- エ 第91条第1項又は第2項の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき
- オ 受託者（受託者がJV又はSPCであるときは、その構成企業又は出資者のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき
- （ア）役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（飯田市暴力団排除条例（平成23年条例第34号）第2条第2号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき
- （イ）暴力団（飯田市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき
- （ウ）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき
- （エ）役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき
- （オ）役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- （カ）下請負等の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら契約を締結したと認められるとき
- （キ）（ア）から（オ）までのいずれかに該当する者を下請負等の契約の相手方としていた場合（（カ）に該当する場合を除く。）において、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらずこれに従わなかったとき
- （ク）本契約に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）に規定する納付命令）が確定したとき
- （ケ）本契約に関して刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき（受託者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人について刑が確定したときを含む。）
- （5）公益上やむを得ない必要が生じ、6ヶ月以上前に委託者から受託者に対して通知することにより、本契約を解除されたとき
- （6）前5号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、受託者は、委託料の100分の10に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、委託者が

特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 本条第1項3号又は4号の規定により本委託の完了前に本契約が解除されたとき。
 - (2) 受託者が本契約の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって履行不能となったとき。
 - (3) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人が本契約を解除したとき。
 - (4) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人が本契約を解除したとき。
 - (5) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等本契約を解除したとき。
- 3 第1項各号又は前項第1号若しくは第2号に掲げる事項が社会通念に照らして受託者の責めに帰すべき事由によるものでないときは、前2項の規定は適用しない。
- 4 第1項第1号に該当する場合であつて、委託者が損害の賠償を請求するときの請求額は、委託料から出来形部分に相当する委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が定める率（以下「遅延防止法で定める率」という。）により計算した額とする。
- 5 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって第2項の違約金に充当することができる。
- 6 第2項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、委託者がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

（受託者による契約の解除）

- 第91条 受託者は、次の各号の一つに該当する場合には、委託者に対して書面により通知した上で、契約を解除することができる。
- (1) 委託者が本契約に基づいて履行すべき委託料の支払いについて、第73条第2項に定める支払期限を経過してから60日を経過しても委託料の支払を行わなかったとき。
 - (2) 委託者が、契約に基づく重要な義務に違反し、かつ、そのことを受託者が委託者に対して通知した後、30日を経過しても当該違反を是正しないとき。
 - (3) 委託者の責めに帰する事由により、本委託の履行が不能となったとき。
- 2 前項の規定により契約が終了する場合は、委託者は受託者に対して、事業期間の終了日までの委託料のうち既に完了している業務の未払いの委託料を支払うものとする。この場合における委託料の支払手続きは、第73条の定めを準用するものとする。
- 3 前項のほか、委託者は、受託者の請求に基づき、受託者の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。この違約金の額は、契約金額の100分の10とする。

- 4 前項は、受託者に生じた損害額が前項の違約金の額を超える場合は、受託者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
- 5 受託者は、前2項に掲げる事項が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前項の規定による契約の解除をすることができない。

(法令変更による契約の解除)

- 第92条 契約期間において、第85条第3項に基づく協議にもかかわらず、本契約の締結後における法令変更により、委託者が本委託の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、委託者は、受託者と協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 2 前項に基づき本契約が解除された場合、受託者に生じた損害の負担は、第86条の定めに従うものとする。

(不可抗力による契約の解除)

- 第93条 事業期間において、第87条第4項に基づく協議にもかかわらず、本契約の締結後における不可抗力により、委託者が本委託の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、委託者は、受託者と協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 2 前項の規定により契約を解除する場合は、委託者は受託者に対して、事業期間の終了日までの委託料のうち未払いの委託料について、委託者及び受託者の協議に基づき、一定の減額を行った上で支払うものとする。この場合における委託料の支払の手続きは、第72条の規定を準用する。

(暴力団からの不当介入の排除)

- 第94条 受託者は、本契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。
- 2 受託者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期限に関する協議を行わなければならない。
 - 3 受託者は、暴力団又は暴力団員からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
 - 4 受託者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

第2節 契約終了時の措置

(事業期間満了に伴う業務引継ぎ等)

第95条 受託者は、事業期間の終了日までに、受託者の責任と費用により、委託者又は委託者の指定する者に、本件施設の運転及び維持管理に関する業務の引継、研修・指導等(以下「終了時の業務引継ぎ等」という。)を行うものとする。このとき、受託者は、委託者の指定する者が問題なく業務の履行を開始できるよう誠実に対応すること。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する受託者による終了時の業務引継ぎ等を行わないことができる。

(1) 受託者が、終了時の業務引継ぎ等の必要がない事由を書面で提出し、これを委託者が認めたとき

(2) 委託者が、終了時の業務引継ぎ等が必要ないと認めたとき

3 受託者が正当な理由なく第1項の規定に違反したときは、受託者は委託者に対して違約金を支払わなければならない。この違約金の額は、委託者の指定する者が算出する終了時の業務引継ぎ等に係る費用とする。ただし、契約金額の100分の10を上限とする。

4 第1項に定める受託者による終了時の業務引継ぎ等の実施期間及び内容等については、要求水準書に記載するほか、委託者と受託者で協議により定めるものとする。

(契約解除に伴う業務引継ぎ等)

第96条 契約が解除されたときの業務引継ぎ等については、次の措置を講ずるものとする。

2 第90条(第2項(3)号から(5)号を除く。)によるときは、第95条第1項に記載する「事業期間の終了日までに」を「委託者が定める期日まで」と読み替え、第95条を適用するものとする。

3 第90条第2項(3)号から(5)号によるときは、委託者は、次の各号のいずれか一つの措置を講ずるものとする。

(1) 第18条の規定に基づく契約保証金の納付若しくはこれに代わる担保の提供が行われ、保証が差し入れられ、又は契約保証保険が付保されている場合は、委託者は当該契約保証金若しくは担保、保証金又は保険金を受領し、これをもって、債権に充当するものとする。

(2) 前号の受託者による当該契約保証金若しくは担保、保証金又は保険金が付保されていないときは、委託者は受託者に対し業務委託料の100分の10に相当する支払を求め、これをもって、債権に充当するものとする。

4 前項の規定は、委託者に生じた損害の額が同項に規定する額を超える場合において、委託者が当該超える額の支払を請求することを妨げるものではない。

5 第91条によるときは、業務引継ぎ等に係る費用は、委託者の負担とする。この場合、業務引継ぎ等の実施時期、費用等については、委託者と受託者で協議の上で定めるものとする。

- 6 本契約の終了に際し、終了手続に伴い発生する委託者及び受託者に生ずる諸費用については、本契約に別段の定めがある場合を除き、各自これを負担する。

(契約終了時の既存施設等の確認)

第97条 契約が終了するときは、委託者及び受託者は双方が立会いの上、既存施設等について、第32条第1項に基づき確認した既存施設等（事業期間中に、既存施設等が追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。）の健全性について確認するものとする。この確認の方法等については、要求水準書に定めるものとする。なお、既存施設等の確認に係る費用は、各自これを負担するものとする。

- 2 前項に定める既存施設等の確認は、事業期間満了による契約終了のときは、事業期間終了日までに完了するものとし、契約解除に伴う契約終了のときは、委託者及び受託者が協議の上、確認時期・期間等について定めるものとする。
- 3 前項による確認の結果、既存施設等に重大な契約不適合があるときは、委託者は受託者に対して、相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求することができるものとする。ただし、契約不適合が軽微である場合は、または、その相違が経年劣化による場合及び委託者の特段の指示に基づくものである場合は、この限りでない。
- 4 委託者は、前項に係わらず、本契約終了日より1年以内に、既存施設等に重大な契約不適合を発見したときは、前項に定める措置を講ずることができるものとする。

(改良施設の撤去等)

第98条 本契約が終了したときは、受託者は受託者の責任と費用により、速やかに第45条に基づき変更又は改良した施設を原状に復し、又は設置した設備を撤去しなければならない。ただし、委託者が受託者に対し、別段の指示を行った場合は、この限りではない。

(所有権の移転)

第99条 前条ただし書きにおいて、受託者が設置した設備の譲渡を委託者が要求し、受託者が承諾した場合は、事業期間の終了において、受託者の所有権は委託者に委譲される。

- 2 第90条又は第91条により契約が解除されたとき、又は前項に基づき受託者が設置した設備を委託者に譲渡する場合においては、委託者は受託者に対して清算金を支払うものとする。なお、清算方法については要求水準書に定めるものとする。

第5章 補則

(解釈)

第100条 委託者が本契約に基づき書類の受理、通知、立会い、承認、承諾を行い、又は説明若しくは報告を求めたことを以って、委託者が受託者の責任において行うべき本

委託の一部又は全部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(条件変更等)

第101条 受託者は、本委託を行うにあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 本契約等に矛盾（これらの優先順位が定められている場合を除く。）があること
- (2) 本契約等に誤謬又は脱漏があること
- (3) 本契約等の表示が明確でないこと
- (4) 本委託実施上の制約等、要求水準書等に示された自然的又は人為的な業務実施条件と実際の業務実施条件が相違すること
- (5) 本契約等に明示されていない事業実施条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。

3 委託者は、受託者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後速やかに、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、本契約等の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第4号又は第5号に該当し本契約等を変更する場合で本委託の目的物又は内容の変更を伴うものについては、委託者が行う。
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し本契約等を変更する場合で本委託の目的物又は内容の変更を伴わないものについては、委託者と受託者とが協議して委託者が行う。
- (3) 第1項第1号から第3号までのいずれかの規定に該当して本契約等を訂正する必要があるものについては、委託者が行う。

5 前項の規定により本契約等の訂正又は変更が行われた場合において、委託者は、必要があると認められるときは、事業期間又は委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約の変更)

第102条 本契約に定めがあるほかは、委託者と受託者の両者が書面により合意した場合にのみ契約内容の変更が行えるものとする。

(公租公課の負担)

第103条 契約に関連して生じる公租公課は、すべて受託者の負担とする。委託者は、委託料及びこれに対する消費税額を支払うほか、契約に関連するすべての公租公課について、別途負担しないものとする。

(紛争の解決)

第104条 本契約の各条項において委託者と受託者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに委託者が定めたものに受託者が不服がある場合その他本契約に関して委託者と受託者との間に紛争を生じた場合には、委託者及び受託者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、委託者と受託者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは委託者と受託者とが折半し、その他のものは委託者と受託者とがそれぞれが負担する。

2 委託者又は受託者は、第1項で規定する紛争解決の手続を経た後でなければ、同項の委託者と受託者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号、その後の改正を含む。）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号、その後の改正を含む。）に基づく調停の申立てを行うことができない。

(管轄裁判所)

第105条 契約に関する紛争は、委託者の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするとともに、委託者及び受託者は、同裁判所の専属的管轄に服することに同意する。

(本契約書に定めのない事項及び解釈の疑義)

第106条 本契約書に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は本契約書の解釈に関して疑義を生じたときは、その都度、委託者及び受託者が誠実に協議のうえ、これを定めるものとする。

別記1 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(適正管理)

第4 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏洩、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 受託者は、次の各号のいずれかに該当することにより飯田市が指示し、又は承諾したときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、当該事務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(1) 法第69条第1項の法令に基づく場合

(2) 法第69条第2項各号のいずれかに該当する場合

(複写、持ち出し等の禁止)

第6 受託者は、飯田市が指示し、又は承諾したときを除き、この契約による事務を行うために飯田市から提供を受け、又は受託者が自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料、媒体等を複写し、又は複製してはならない。

2 受託者は、前項に規定する資料、媒体等について、飯田市が指示し、又は承諾したときを除き、この契約による事務の実施場所からの持ち出し（情報処理端末の接続を用い

る場合を含む。)をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 受託者は、この契約による事務を行うための個人情報の取扱いを自ら行うものとし、第三者に当該取扱いを委託すること(2以上の段階にわたる委託を含む。)をしてはならない。ただし、あらかじめ書面により飯田市の承諾を得たときは、この限りでない。

(従事者への周知及び監督)

第8 受託者は、この契約による事務に従事している者(以下「従事者」という。)に対して、在職中及び退職後においても、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

2 受託者は、この契約による事務を行うために取り扱う個人情報の適正な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(個人情報を取り扱う従事者の明確化等)

第9 受託者は、この契約による事務の実施に際し、個人情報を取り扱う従事者又は当該従事者の所属する部署を特定するものとする。

2 受託者は、前項の規定により特定した従事者又は部署について、飯田市の指示するところにより報告するものとする。

3 受託者は、前項の従事者に対し、個人情報の適正な取扱いについて理解させ、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を実施し、又は教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講じるものとする。

(資料等の返還)

第10 受託者は、この契約による事務を行うため飯田市から提供を受け、又は受託者が自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料、媒体等は、この契約が終了し、若しくは解除された後に直ちに飯田市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、飯田市が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(管理状況の報告及び調査)

第11 飯田市は、必要があると認めるときは、この契約による事務を行うために取り扱う個人情報の管理状況を受託者に報告させ、又は随時調査することができる。

(事故発生時の報告等)

第12 受託者は、個人情報情報の漏洩、滅失、毀損及び改ざん等の事故が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに飯田市に報告し、及び飯田市の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第13 飯田市は、受託者がこの契約に違反したことにより飯田市又は第三者に損害を与えたときは、この契約を解除するものとし、受託者はその損害を賠償しなければならない。

別記2 委託料支払い表

単位：円

種別	区分 年度	支払計	
		税込	税別
統括管理業務費	令和9年度		
	令和10年度		
	令和11年度		
	令和12年度		
	令和13年度		
	令和14年度		
	令和15年度		
	令和16年度		
	令和17年度		
	令和18年度		
	小計		
運転管理業務費※	令和9年度		
	令和10年度		
	令和11年度		
	令和12年度		
	令和13年度		
	令和14年度		
	令和15年度		
	令和16年度		
	令和17年度		
	令和18年度		
	小計		
計画策定業務費	小計		
合 計			

※運転管理業務費には、修繕費を含める。修繕費は本委託の対象である全処理区を対象とし、毎年度一律税別1,900万円とする。

別記3 プロフィットシェア

区分	対象指標	基準値	プロフィットシェア割合
ア	受託者から費用縮減を伴う要求水準変更の提案があった場合、その項目	委託者受託者間の協議により決定	各指標の項目が基準値を下回った場合、費用縮減を認める。区分アにおいて縮減した費用合計を縮減費用全体とする。縮減費用全体の40%を分配する。
イ	要求水準書「表1-1. 本委託に関する目標設定」への取組状況及び取組姿勢（定量評価部分）	A: ● B: ● C: ● D: ● E: ● 【対象指標ごとに基準値を設定する。基準値は優先交渉権者と協議し決定する】	縮減費用全体の30%を上限とし、区分イの%値の平均を算出のうえ分配する。 A: 100% B: 90% C: 60% D: 30% E: 0%
ウ	要求水準書「表1-1. 本委託に関する目標設定」への取組状況及び取組姿勢（定性評価部分）	A: 期待以上の働き B: 期待通りの働き C: 期待を下回る働き D: 該当の取組なし	縮減費用全体の30%を上限とし、区分ウの%値の平均を算出のうえ分配する。 A: 100% B: 60% C: 30% D: 0%

【プロフィットシェア詳細および対象指標は優先交渉権者と協議し決定する】